

地方財政の充実・強化を求める意見書

少子高齢化対策や地域経済活性化、産業人材の確保、住民の安全・安心の確保など、住民ニーズの多様化・高度化が進む中、地方が地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災対策など、様々な課題に直面している。

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」においては、令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)までの予算編成に関し、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、令和元年度の地方財政計画でも、一般財源総額は前年度を0.6兆円上回る62.7兆円となった。

国におかれては、令和2年度以降の政府予算と地方財政の検討において、今後も、地方が責任を持って地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担うため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 地方創生・人口減少対策や社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握した上で、令和2年度地方財政計画に的確に反映し、地方の安定的な財政に必要な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズ等に対応するための予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
特に、幼児教育及び高等教育の無償化に係る令和2年度以降の地方負担については、一般財源総額確保の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。
- 3 いわゆるトップランナー方式を含め地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。
- 4 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を継続・拡充すること。
- 5 令和2年度から始まる会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要な地方の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。
- 6 森林環境譲与税の譲与基準については、使途である森林整備やその促進に関する事業の実施状況を検証し、必要に応じ見直しを行うこと。
- 7 消費税・地方消費税 10%段階に施行される地方法人課税の新たな偏在是正措置で生じる財源は、その全額を地方財政計画に歳出として計上することにより、地方財政計画全体として、より実効性のある偏在是正措置とすること。

- 8 税源移譲を含め、国と地方の税財源配分見直しを進めるとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。さらに、県のみならず市町村の貴重な財源であるゴルフ場利用税の現行制度を堅持すること。
 - 9 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の見直しなどの対策を講じること。
 - 10 依然として4兆円規模の財源不足が生じるなど、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引上げ等の抜本的な改革を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。
 - 11 地方は、国を上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、基金の確保など財政運営の年度間調整に取り組んでおり、地方の基金残高が増加していることをもって一般財源総額を圧縮するような措置は行わないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月24日

熊本県議会議長 井手 順 雄

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	石田真敏様
財務大臣	麻生太郎様
内閣官房長官	菅義偉様